

再評価

【ダム事業】

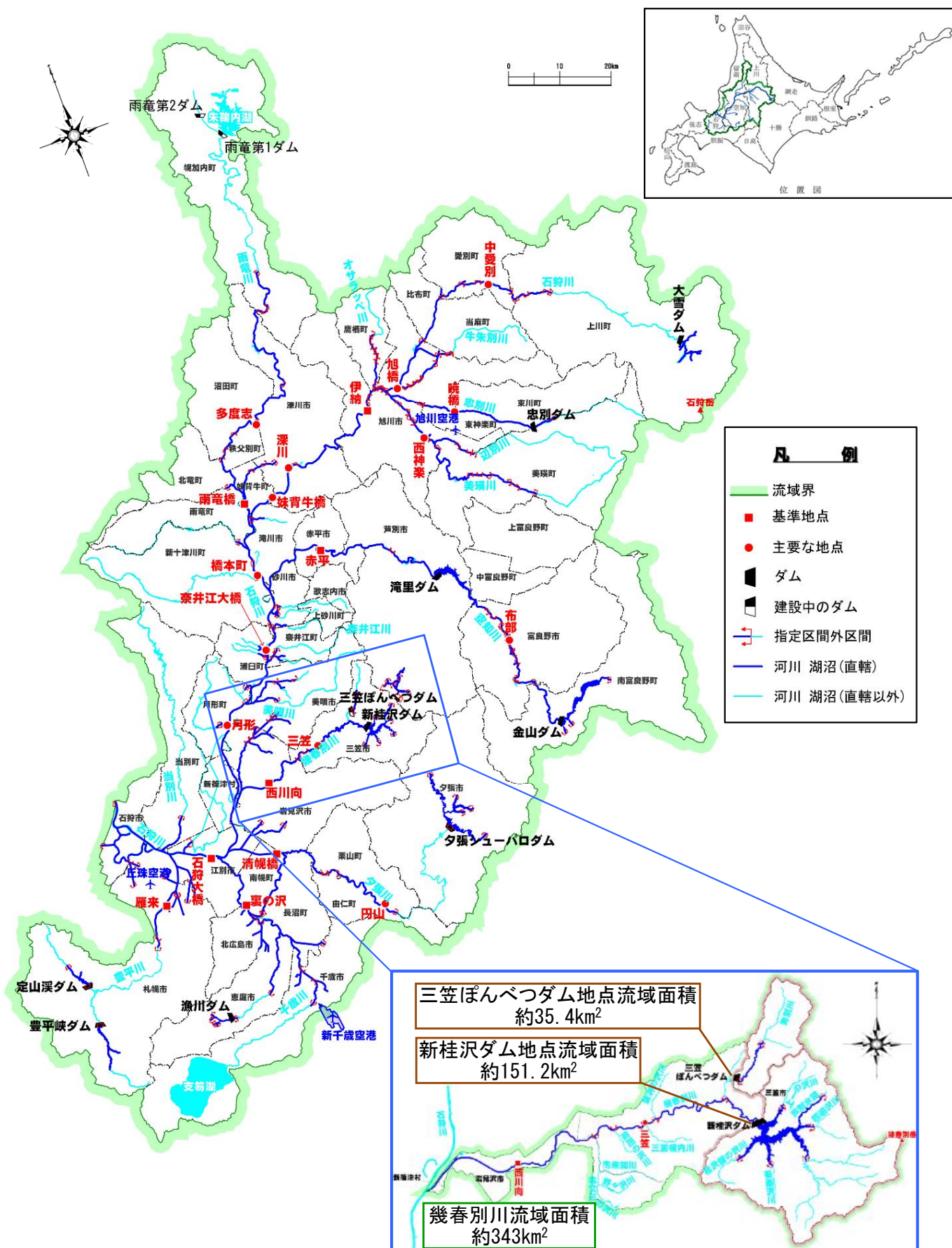
(直轄事業等)

➤ 幾春別川総合開発事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1
➤ 思川開発事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4
➤ 利賀ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	7
➤ 大戸川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 0
➤ 本明川ダム建設事業	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 3

事業名 (箇所名)	幾春別川総合開発事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業主体	北海道開発局				
				担当課長名	矢崎 剛吉								
実施箇所	北海道三笠市							評価年度	令和8年度				
該当基準	再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業												
主な事業の諸元	新桂沢ダム:重力式コンクリートダム(同軸嵩上げ) 堤高75.5m(嵩上げ高11.9m) 堤頂長397.0m 総貯水容量147,300千m3 有効貯水容量136,400千m3 三笠ぼんべつダム:台形CSGダム(流水型) 堤高53.0m 堤頂長173.5m 総貯水容量8,620千m3 有効貯水容量8,500千m3												
事業期間	事業採択	昭和60年度	完了	令和12年度									
総事業費(億円)	約1,667		残事業費(億円)		約237								
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・主な洪水実績 昭和56年8月上旬に、降雨量および流量が既往最大となる洪水が発生しているほか、近年においても洪水被害が発生している。 昭和36年 7月 氾濫面積52,300ha 被害家屋23,300戸 昭和37年 8月 氾濫面積66,100ha 被害家屋41,200戸 昭和41年 8月 氾濫面積26,000ha 被害家屋 9,600戸 昭和50年 8月 氾濫面積29,200ha 被害家屋20,600戸 昭和56年 8月 氾濫面積61,400ha 被害家屋22,500戸 平成28年 8月 氾濫面積 168ha 被害家屋 4戸 ・主な渇水実績 幾春別川では、桂沢ダムなどにより用水の確保が図られてきたが、かんがい用水の取水制限は、平成27年から令和6年までの10か年において計1回行われており、令和元年には、取水制限日数40日、最大取水制限率30%に達している。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水、水道用水、発電 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進												
	便益の主な根拠	洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減戸数:153戸 年平均浸水軽減面積:136ha 流水の正常な機能の維持に関する便益: 流水の正常な機能の維持に関して新桂沢ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上											
		基準年度		令和3年度									
		事業全体の投資効率性	B:総便益(億円)	2,606	C:総費用(億円)		2,203	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	1.2 (1.9) (2.4)	B-C	403	EIRR (%)	4.8
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	2,207	C:総費用(億円)		479	継続B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	4.6 (6.8) (8.4)						
感度分析	事業全体のB/C 残事業のB/C												
	残事業費	(+10% ~ -10%)		1.2 ~ 1.2	4.3 ~ 5.0								
	残工期	(+10% ~ -10%)		1.1 ~ 1.2	4.5 ~ 4.7								
	資産	(-10% ~ +10%)		1.1 ~ 1.3	4.2 ~ 5.0								
事業の効果等	・洪水調節:幾春別川の基準地点西川向において、目標流量1,100m3/sのうち400m3/sを調節し、河道への配分流量を700m3/sとする。また、他のダム等と併せて、石狩川の基準地点石狩大橋において、目標流量14,400m3/sのうち、2,700m3/sを調節し、河道への配分流量を11,700m3/sとする。また、河川整備計画の目標を上回る洪水が発生した場合においても、ダムの洪水調節計画は、河川整備基本方針規模の洪水から決められており、その規模の洪水に対して洪水調節効果を発揮し被害の軽減を図る。												
	・流水の正常な機能の維持:下流の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。												
	・水道用水の供給:桂沢水道企業団に対して、新桂沢ダム地点において、新たに1日最大8,640 m3の水道用水の取水を可能とする。												
	・工業用水の供給:北海道に対し、札幌市東区中沼町地先において、新たに1日最大12,840m3の工業用水の取水を可能とする。												
社会経済情勢等の変化	・発電:新桂沢ダムの建設に伴って新設される新桂沢発電所、いくしゅんべつ川発電所において、最大出力17,290kwの発電を行う。												
	・河川整備計画規模と同等の洪水が発生した場合、幾春別川流域では、最大孤立者数(避難率40%)は約2,960人と想定されるが、事業実施により約50人に軽減される。												
	・同様に、河川整備計画規模と同等の洪水が発生した場合、幾春別川流域では、防災拠点施設(警察・消防・役所等)が浸水し、機能低下することにより、影響を受ける管轄区域内人口は、約9,100人と想定されるが、事業実施により当該影響が解消される。												
	・氾濫のおそれのある区域を含む市町村の総人口は、令和2年から令和6年にかけてほぼ横ばいであり、世帯数はやや増加しているものの、大きな変化はない。												
・水田及び畑の面積は令和2年から令和6年にかけてほぼ横ばいであり大きな変化はない。													
・水道用水・工業用水として参画している事業者からは、現時点において、事業の内容変更の申し出はない。													
・発電に関して、令和3年3月に「新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画の変更」について照会した際、近年の電力需要を踏まえた発電計画の見直し及び流水の正常な機能の維持のうち、新たにダム直下1.1m3/sの流量に従属した発電を行いたい旨の申出があり、事業内容の変更に反映した。それ以降の申し出はない。													

主な事業の進捗状況	昭和60年度 実施計画調査着手 平成 2年度 建設事業着手 平成 6年度 基本計画策定 平成16年度 石狩川水系河川整備基本方針策定 平成17年度 石狩川水系幾春別川河川整備計画策定 平成20年度 第1回基本計画変更(平成20年11月) 平成21年度 検証の対象とするダム事業に選定 平成24年度 ダム検証に係る対応方針の決定(継続) 平成26年度 第2回基本計画変更(平成26年5月) 平成27年度 新桂沢ダム堤体基礎掘削工事着手 平成28年度 新桂沢ダム堤体建設第1期工事契約 平成30年度 北海道胆振東部地震(平成30年9月) 第3回基本計画変更(平成30年12月) 令和元年度 北海道開発局事業審議委員会に事業の状況について報告(令和元年8月) 第1回幾春別川総合開発事業マネジメント委員会(令和元年12月) 令和2年度 第2回幾春別川総合開発事業マネジメント委員会(令和2年9月) 北海道開発局事業審議委員会に事業の状況について報告(令和2年11月) 令和3年度 第4回基本計画変更(令和3年8月) 令和4年度 三笠ぼんべつダム基礎掘削工事着手 三笠ぼんべつダム堤体建設第1期工事契約 令和5年度 新桂沢ダム試験湛水開始(令和5年度11月) 新桂沢ダム竣工(令和6年3月) 令和7年度 三笠ぼんべつダム本体打設開始 令和8年3月末までに、事業費約1,430億円を投資、進捗率約85%(事業費ベース)
主な事業の進捗の見込み	・三笠ぼんべつダムについては、令和7年度より本体打設に着手しており、令和12年度事業完了に向けて事業を進める。
主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善	<主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画> ・前回の事業評価以降、石狩川水系幾春別川河川整備計画等に伴い、施設規模等を見直すような変更は生じていません。 ・また、関連事業(水道用水、工業用水、発電)において、現時点で計画見直しに関する事業の内容変更等の申し出はありません。 ・なお、発電事業者において、ダム直下の流量に従属した発電に関する工事を実施中であり、ゼロカーボン北海道の実現に資する事業です。 <コスト縮減> ・幾春別川総合開発事業では、新桂沢ダムの地すべり対策の押さえ盛土材料の変更・土砂購入の縮減や工事用道路原形復旧方法の見直しなどによるコスト縮減を図っている。 ・最新の知見、新技術やICTを活用し、品質確保しつつコスト縮減ができるよう、引き続き工夫をしていく。 ・コスト縮減の取り組み内容及び進捗状況は、引き続き事業費等監理委員会において報告・公表する等、アカウンタビリティを図る。 <代替案立案の可能性> ・平成22年度から平成24年度に実施した幾春別川総合開発事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき「洪水調節」、「新規利水(水道用水、工業用水)」、「流水の正常な機能の維持」を目的別にダム案(幾春別川総合開発事業)と幾春別川総合開発事業以外の代替案を複数の評価軸ごとに評価し、総合的な評価としては、コストや時間的な観点から見た実現性等の面から、ダム案(幾春別川総合開発事業)が優位と評価している。なお、令和3年度再評価時点において、ダム検証において実施したダム案と代替案の比較について確認を実施したところ、ダム案が優位であることを確認している。
対応方針	継続
対応方針理由	事業の必要性・重要性に変化はなく、費用対効果等の投資効果も確保されていることから、引き続き事業を継続することが妥当である。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 当委員会に提出された再評価原案準備書の対応方針については、北海道開発局案を妥当と判断する。 <都道府県の意見・反映内容> 「幾春別川総合開発事業」を「継続」とした対応方針(原案)案について、異議はありません。 当該事業は、度重なる石狩川流域の洪水被害に対する重要な治水対策であることから、地域の要望を踏まえ、早期完成を図るようお願いいたします。 なお、事業の実施に当たっては、前回の再評価時の道意見を踏まえつつ、徹底したコスト縮減と適時適切な情報提供などの事業執行の透明化を図るとともに、環境の保全に十分配慮し、効率的・効果的な執行に努めるようお願いいたします。

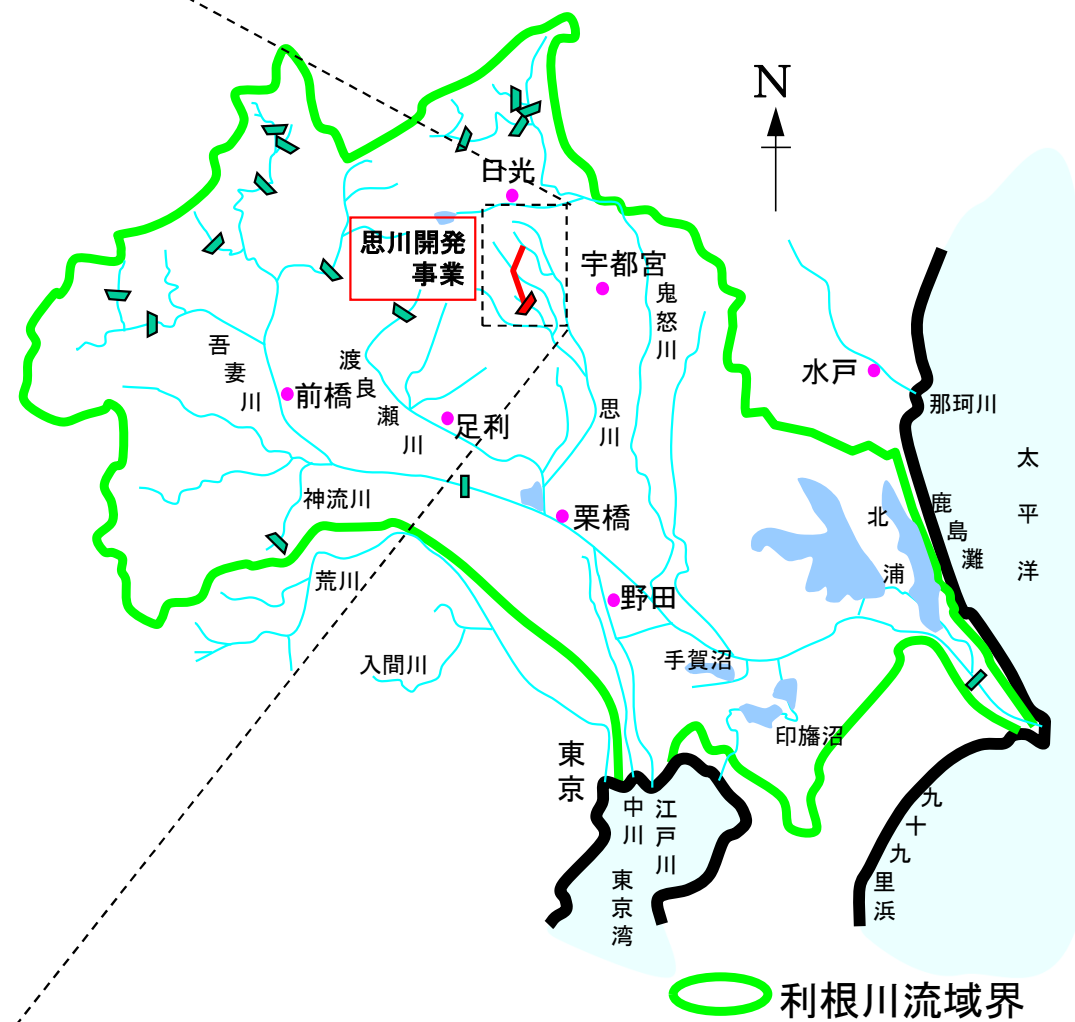
事業位置図



事業名 (箇所名)	思川開発事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	独立行政法人水資源機構				
				担当課長名	矢崎 剛吉								
実施箇所	栃木県鹿沼市							評価 年度	令和8年度				
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業												
主な事業の諸元	南摩ダム：表面遮水壁型ロックフィルダム、堤高86.5m、総貯水容量5,100万m3、有効貯水容量5,000万m3 導水施設：黒川導水路 延長約3km、大芦川導水路 延長約6km、南摩機場等												
事業期間	事業採択	昭和44年度		完了		令和10年度							
総事業費(億円)	約2,195			残事業費(億円)			約95						
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・思川沿川地域では、カスリーン台風による被害や、近年においても洪水被害が発生している。平成27年9月関東・東北豪雨では、流域内で観測史上最大の雨量を記録し、思川の乙女地点では計画高水位を1m以上上回る洪水となり、思川の水位上昇に伴う内水被害や支川のはん濫により、多くの床上・床下浸水の被害が発生。思川流域内の市町で約37,000世帯にのぼる避難指示等が発令された。 ・利根川水系では、概ね3年に1回の割合で渇水が発生している。思川流域沿川では、堰により河川から取水した流水を農業用水等に利用しており、平成8年、13年には渇水となり、取水が困難となるほか、河川では流量が減少したことにより河川環境に影響が生じている。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持(異常渇水時の緊急水の補給を含む)、新規利水 <政策体系上の位置付け> ・政策目標：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標：水害・土砂災害の防止・減災を推進する												
便益の主な根拠	洪水調節に係る便益： 年平均浸水軽減戸数：15戸 年平均浸水軽減面積：13ha 流水の正常な機能の維持に関する便益： 流水の正常な機能の維持に関して、思川開発事業と同じ機能を有する施設を代替施設とし、代替法を用いて計上												
事業全体の投資効率性	基準年度		令和6年度										
	B:総便益(億円)	3,235	C:総費用(億円)			3,149	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)		1.03 (1.1) (1.1)	B-C	85	EIRR (%)	5.8
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	260	C:総費用(億円)			202	継続B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)		1.3 (1.4) (1.4)				
感度分析	残事業費 (+10% ~ -10%)			事業全体のB/C			残事業のB/C						
	残工期 (+10% ~ -10%)			1.03~1.03			1.3~1.3						
	資産 (-10% ~ +10%)			1.02~1.03			1.2~1.4						
事業の効果等	・洪水調節：南摩ダム地点の計画高水流量130m3/sのうち125m3/sの洪水調節を行うことにより、思川沿川、利根川中・下流の洪水被害の軽減を図る。 ・流水の正常な機能の維持：南摩川、大芦川、黒川、思川および利根川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。また、利根川水系の異常渇水時には緊急水の補給を行う。 ・新規利水：栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県及び北千葉広域水道企業団の水道用水として最大2.984m3/sを供給する。												
社会経済情勢等の変化	・南摩ダムは、栃木県、鹿沼市、小山市、古河市、五霞町、埼玉県及び北千葉広域水道企業団の水道用水の供給のための水源施設として位置づけられている。 ・利根川流域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の1都5県にまたがり、戦後の急激な人口増加や産業・資産の集中を受け、高密度に発展した首都圏を氾濫区域に含む。昭和30年以降東京都を中心に人口が増加し、その後も緩やかな増加傾向にある。 ・思川沿川地域の水田及び畑の面積については、減少は見られるものの大きな変化はない。 ・栃木県南部水資源開発促進協議会(下流の小山市、壬生町、下野市の首長)により、思川開発事業の早期完成を求める要望が毎年行われている。また、栃木県や思川沿川の鹿沼市より、思川開発事業の早期完成を求める要望がほぼ毎年行われている。												
主な事業の進捗状況	昭和44年04月 実施計画調査着手 昭和59年04月 建設事業着手 平成06年11月 事業実施計画認可 平成12年04月 事業実施計画(第1回変更)認可 平成14年04月 事業実施計画(第2回変更)認可 平成21年03月 事業実施計画(第3回変更)認可 平成21年12月 新たな基準に沿った検証の対象事業となる 平成27年12月 事業実施計画(第4回変更)認可 平成29年03月 事業実施計画(第5回変更)認可 令和元年11月 思川開発導水路工事に着手 令和元年12月 思川開発送水路工事に着手 令和02年12月 南摩ダム本体建設工事に着手 令和05年08月 事業実施計画(第6回変更)認可 令和06年08月 事業実施計画(第7回変更)認可 令和06年11月 試験湛水開始 令和07年08月 南摩ダム本体建設工事完成 令和7年度末までの事業費約2,065億円、進捗率約94%(事業費ベース、総事業費2,195億円に対する割合)												
主な事業の進捗の見込み	・導水路、送水路、管理設備、付替林道の工事の進捗を図っている。 ・導水路、送水路工事の地質条件の変更等により、事業費及び事業工期の変更が必要となった。												

主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善	<主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画> ・前回の事業評価以降、利根川・江戸川河川整備計画等において、施設規模等を見直すような変更は生じていない。 ・本事業においては、ダム堤体をCFRD型式とすることにより、堤体積及び原石山掘削量の縮小を図り、環境負荷の低減に寄与している。 ・引き続き、思川沿川地域や地元からは、事業の早期完成が求められているとともに、現計画に対し、令和8年3月には、ダム湖名が「かぬま梶又湖」に決定、ダム湖周辺では、栃木県が進めている「水と緑の南摩の里アクティビティエリアの整備」が進められるなど、南摩ダムやダム湖については周辺施設とともに、新たな観光拠点としての活用の推進が進められるなど、事業実施環境に変化はない。 <コスト縮減> ・平成21年度より関係自治体、利水者からなる「思川開発事業監理協議会」を設置し、事業費縮減及び事業工程管理等に努めるとともに、工法の工夫や新技術の積極的な採用等により、一層のコスト縮減に努めている。 <代替案立案等の可能性> ・今回の総事業費の変更を考慮したとしても、ダム案(南摩ダム)と代替案とのコスト面での優劣に変化はなく、ダム案が優位との総合的な評価の結果には影響を与えないことを確認している。
対応方針	継続
対応方針理由	思川開発事業は、現段階においても、事業を巡る社会情勢等及び事業の必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当である。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・審議の結果、対応方針(原案)のとおり、「継続」とすることを了承する。 <茨城県の意見・反映内容> ・思川開発事業は、本県にとって治水、利水上必要な事業であることから、徹底したコスト縮減を図るとともに、工期内完成を厳守することを要望します。 <栃木県の意見・反映内容> ・思川開発事業は、本県にとって治水・利水上必要な事業であることから、事業の継続を要望します。なお、事業の実施にあたっては、工程管理をより一層徹底し、更なる計画変更がないよう努め、早期に事業効果を発現させるとともに、コスト縮減を徹底し、総事業費を最大限に圧縮すること。 <埼玉県の意見・反映内容> ・令和元年の東日本台風時に利根川の氾濫危険水位を超過するなど、甚大な被害を受けた埼玉県にとって、利根川・江戸川の治水対策は県民の安心・安全を確保する上で、大変重要な課題です。 ・思川開発事業は利根川・江戸川の治水上の安全性向上に寄与するため、本県にとって必要な事業と考えています。なお、事業の実施にあたっては、更なるコスト縮減を徹底し、総事業費の可能な限りの圧縮をお願いします。また、早期に事業効果を発現させるとともに、より一層の工程管理を徹底し、令和10年度末までの工期の厳守をお願いします。 <千葉県の意見・反映内容> ・思川開発事業は、本県にとって治水・利水上、必要不可欠な事業であることから本事業の継続を要望します。なお、事業の実施にあたっては、引き続き徹底したコスト縮減を図り、総事業費の圧縮に努めるとともに、より一層の工程管理を徹底し、工期の厳守をお願いします。 <東京都の意見・反映内容> ・思川開発事業は、利根川水系における異常渇水時の緊急水の補給を含めた流水の正常な機能の維持や、洪水調節を図る上で大変重要な事業である。そのため、適切な工程管理等により事業工期を厳守するとともに、事業完了まで徹底したコスト縮減等に取り組み、事業費の圧縮に努め、事業を継続するよう強く要望する。

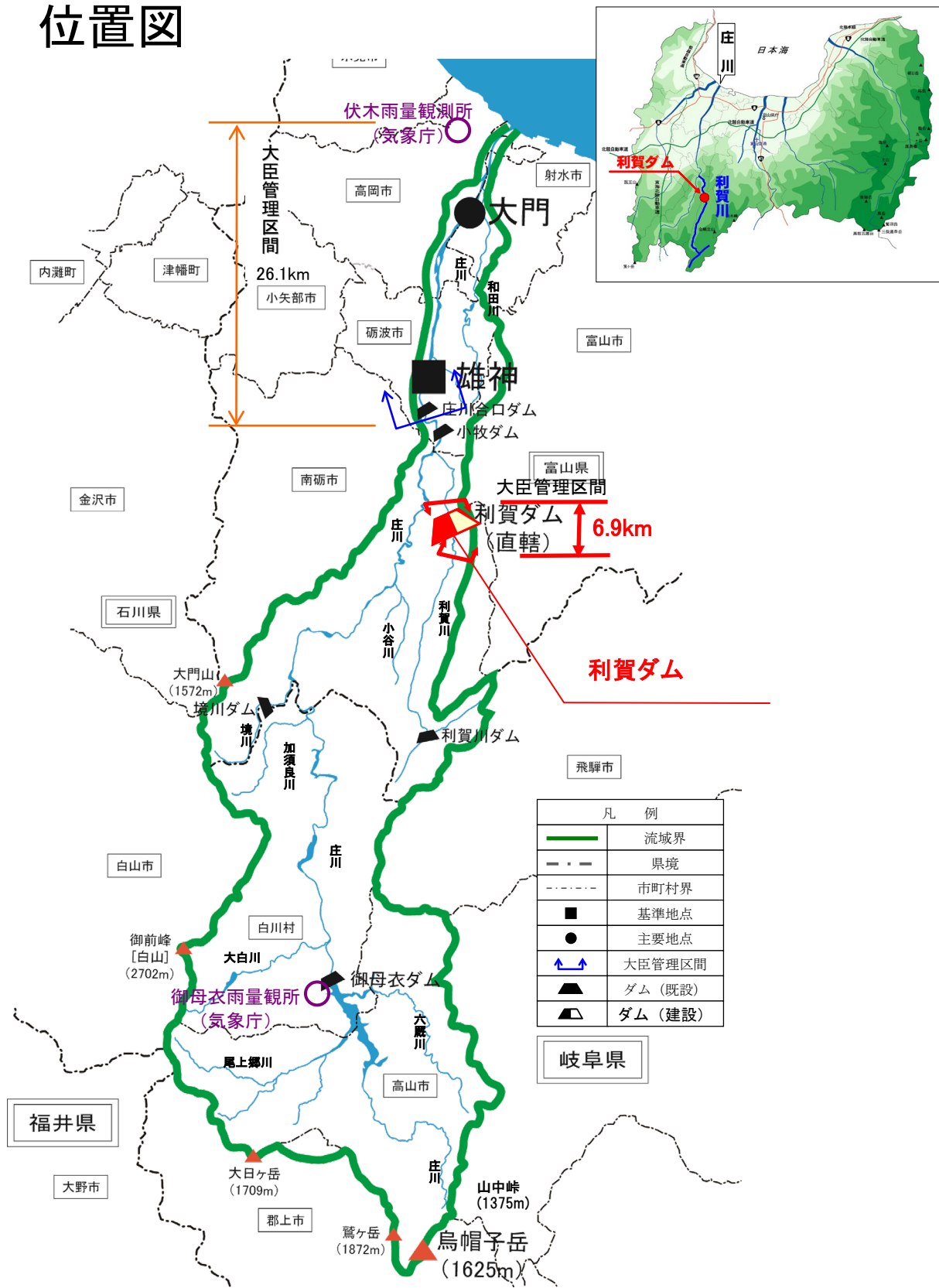
思川開発事業位置図



事業名 (箇所名)	利賀ダム建設事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	北陸地方整備局			
				担当課長名	矢崎 剛吉							
実施箇所	富山県南砺市利賀村							評価 年度	令和8年度			
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業											
主な事業の諸元	重力式コンクリートダム 堤高112.0m 堤頂長255.0m 総貯水量31,100千m3 有効貯水量26,400千m3											
事業期間	事業採択		平成元年度	完了		令和13年度						
総事業費(億円)	約2,610			残事業費(億円)			約1,388					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・庄川は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地で河床勾配約1/200の急流河川を形成し、富山県内一の穀倉地帯である砺波平野及び射水平野、富山県第2の都市である高岡市街地を貫流する。このため、庄川が氾濫した場合は、拡散型の氾濫形態となり、広範囲に甚大な被害が及ぶ。 ・昭和9年7月洪水では、複数地点で堤防が決壊、平成16年10月台風23号による洪水では、観測史上最高の水位を記録し、堤防や護岸に多大な被害が発生したほか、高岡市、射水市で1,400世帯、2,840人に避難勧告が発令された。 ・庄川における至近の渇水となった平成6年渇水では、6月から8月にかけて降水量が平年に比べて大幅に少なくなり、上流の発電用ダムの貯水量も低下した。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水道 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進											
便益の主な根拠	被害軽減効果: 1,656億円、不特定便益: 1,986億円、残存価値: 98億円、年平均浸水軽減戸数: 290戸、年平均浸水軽減面積: 33ha											
事業全体の投資効率性	基準年度		令和8年度									
	B:総便益(億円)	3,740	C:総費用(億円)		3,083	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	1.2 (1.6) (1.9)	B-C	657	EIRR(%)	5.6	
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	2,435	C:総費用(億円)		1,195	継続B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	2.0 (2.8) (3.3)					
感度分析	事業全体のB/C 残事業のB/C											
	残事業費 (+10% ~ -10%)		1.2~1.2		1.9~2.2							
	残工期 (+10% ~ -10%)		1.2~1.2		2.0~2.1							
	資産 (-10% ~ +10%)		1.2~1.3		1.9~2.2							
事業の効果等	・河川整備計画における河道の整備状況下で、利賀ダムの建設により、平成16年10月洪水と同規模の洪水(雄神地点4,200m³/s)を流下させた場合の想定氾濫被害が全て解消される。 ダム建設事業の被害軽減効果(貨幣換算が困難な効果等による評価) 災害時要援護者数 利賀ダム整備前:約16,000人 利賀ダム整備後:0人 最大孤立者数[避難率40%] 利賀ダム整備前:約13,000人 利賀ダム整備後:0人 電力の停止による影響人口(人) 利賀ダム整備前:約38,000人 利賀ダム整備後:0人											
社会経済情勢等の変化	・気候変動の影響により、大雨の頻度増加や台風の激化等が発生し、水害、土砂災害、高潮災害等が頻発・激甚化するとともに、降雨の変動幅が拡大することに伴う渇水の頻発や深刻化の懸念が指摘されている。 ・庄川流域の関係市町村における総人口は横ばい傾向にあり、沿川の状況に大きな変化はない。 ・庄川流域の水田・畑面積は経年的に減少傾向にあるが、近年は横ばい傾向となっている。 ・日本海側の産業基盤となる主要交通網として、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号が通過している。また、北陸新幹線および高岡砺波スマートICの開通により、今後の更なる地域開発が期待されている。 ・平成10年3月に建設省(現国土交通省)と富山県において、「利賀ダム工事用道路と一般国道471号利賀バイパスの合併施工に関する基本協定」を締結し、平成30年に一部供用開始しており、現在も事業は継続中である。 ・工業用水として利賀ダム建設事業に参画している富山県に対して、令和2年の基本計画(第2回)変更時において、計画変更内容について同意され、参画内容に変更が無い旨確認している。 ・令和6年度から火災保険制度改定により、水害リスクについて5段階評価が適用されるが、人口・資産が集中する高岡市、射水市では最高位の5等地とされ、治水安全度の一層の確保が求められる。											
主な事業の進捗状況	平成元年5月 実施計画調査に着手、利賀ダム調査事務所開設 平成5年4月 建設事業に着手、利賀ダム工事事務所に改称 平成6年11月 基本計画告示(総事業費約900億円、予定工期平成20年度) 平成15年9月 水没家屋全戸(3戸)生活再建地へ移転完了 平成19年7月 庄川水系河川整備基本方針策定 平成20年7月 庄川水系河川整備計画策定 平成21年3月 基本計画(一部)変更告示 (総事業費約900億円→ 約1,150億円、予定工期平成20年度→ 令和4年度(平成34年度)) 平成22年9月 国交大臣から利賀ダム事業の検証に係る検討の指示 平成22年11月 利賀ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場を設立 平成28年8月 ダム事業の検証に関する対応方針を『継続』と決定 令和2年8月 基本計画(一部)変更告示 (総事業費約1,150億円→ 約1,640億円、予定工期令和4年度→ 令和13年度) 令和6年3月 利賀ダム本体及び押場地区貯水池斜面对策工事着手											
主な事業の進捗の見込み	・ダム事業の進捗に対する地元からの強い要望もあり、今後も引き続き計画的に事業の進捗を図ることとしている。 ・令和2年度に基本計画(一部)を変更し、工期を令和4年度から令和13年度に見直した。令和6年度には転流工事が完成し、利賀ダム本体工事に着工した。また、第14回利賀ダム建設事業監理委員会(令和8年4月)では、利賀ダム建設事業費変更(案)および事業工期について説明し、妥当であると意見をいただいている。											

主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善	・前回の事業評価以降、庄川水系河川整備計画等において、施設規模等を見直すような変更は生じていない。 ・また、関連事業（工業用水）において、現時点で計画見直しに関する事業の内容変更等の申し出はない。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、代替の比較検討を含め、検証に係る検討を行い、ダム事業の検証に関する対応方針を「継続」決定している。令和8年の基本計画（一部）の総事業費を考慮しても、現計画（利賀ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はない。 ・予定している利賀ダム基本計画（第3回）変更において、地盤変動域掘削土の運搬先見直しや貯水池斜面对策工法の見直しなど、コスト縮減を図っている。 ・第14回利賀ダム建設事業監理委員会（令和8年4月）では、事業費変更（案）および事業工期について説明し、妥当であると意見をいただいている。今後も工法の工夫や新技術の積極的な採用等より一層コスト縮減に努めるとともに、利賀ダム建設事業監理委員会に諮りながら適切に事業進捗、事業監理を行って行く。
対応方針	継続
対応方針理由	当該事業は、現時点においても、その必要性・重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みからも、引き続き事業を継続することが妥当であるとする。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・庄川水系流域委員会において、『利賀ダム建設事業について、当委員会に提出された資料・説明を確認し審議した結果、利賀ダム建設事業を「継続」とした対応方針（原案）は妥当であるとする。』との意見をいただいた。 <都道府県の意見・反映内容> 次の要望を付して事業継続に同意する。 1 沿川住民の生命と財産や地域の安全を守るため、計画的かつ一日も早い完成を図ること 2 事業執行の効率化やコスト縮減をより一層進め、総事業費の抑制に最大限努めること 3 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算を最大限確保し、地方の財政負担の軽減に十分配慮すること

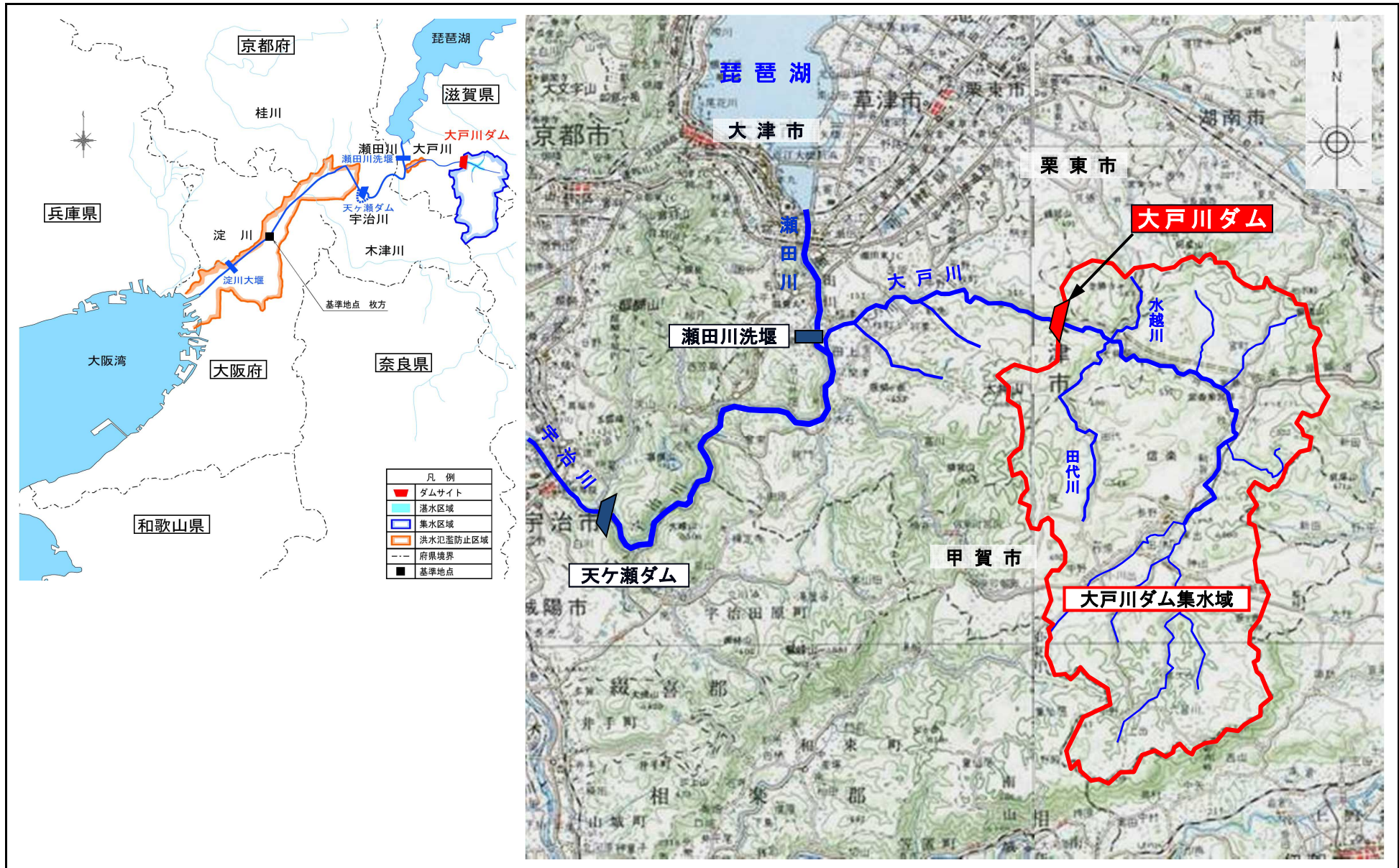
位置図



再評価										
事業名 (箇所名)	大戸川ダム建設事業		担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	近畿地方整備局		
			担当課長名	矢崎 剛吉						
実施箇所	滋賀県大津市						評価 年度	令和8年度		
該当基準	再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業									
主な事業の諸元	・重力式コンクリートダム 堤高 約67.5m 堤頂長 約200m ・洪水調節容量 約21,900千m3									
事業期間	事業採択	昭和53年度	完了	令和15年度						
総事業費(億円)	約1,163		残事業費(億円)		約291					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・淀川では、昭和28年台風13号による洪水により、宇治川左岸堤防(京都市向島地先)が決壊するとともに、水系全体で約56,000戸の家屋等が浸水するなど、甚大な被害が発生しています。 ・大戸川沿川でも、直近では平成25年台風18号による洪水により 60戸の浸水被害が発生しています。 <達成すべき目標> ・大戸川・宇治川・淀川の洪水調節 <政策体系上の位置付け> ・政策目標: 水害等災害による被害の軽減 ・施策目標: 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
便益の主な根拠	年平均浸水軽減戸数: 521戸 年平均浸水軽減面積: 68ha									
事業全体の投資効率性	基準年度		令和3年度							
	B:総便益(億円)	2,384	C:総費用(億円)		1,994	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	1.2 (2.1) (2.8)	B-C	390	EIRR (%) 4.4
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	2,390	C:総費用(億円)		299	継続B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	8.0 (11.7) (14.3)			
感度分析	事業全体のB/C 残事業のB/C 残事業費 (+10% ~ -10%) 1.2 ~ 1.2 7.4 ~ 8.7 残工期 (+10% ~ -10%) 1.2 ~ 1.2 7.9 ~ 8.1 資産 (-10% ~ +10%) 1.1 ~ 1.3 7.3 ~ 8.7									
事業の効果等	治水経済調査マニュアル(案)に基づき、河川整備基本方針規模の洪水を条件として氾濫解析を行い、氾濫被害額等を算定した結果、淀川・宇治川および大戸川の沿川では、浸水被害額 約21兆円、浸水戸数 約44万戸、浸水面積 約8, 500haの被害が想定されるが、大戸川ダム建設事業及び天ヶ瀬ダム再開発事業の実施により浸水被害の軽減が図られる。 <便益に計上していない事業効果> 河川整備基本方針規模の洪水が発生した場合、淀川、宇治川、大戸川において、 ①仮に避難率40%とした場合の想定死者数は約810人、最大孤立者数は約60万人。 ②役所、消防署、警察署の防災拠点施設が浸水被害を受け、防災拠点施設31箇所の機能低下。 ③主要道路23路線で交通途絶の発生。 ④主要鉄道および地下鉄の計17路線で交通途絶の発生。 ⑤電力の停止による影響利用者数は約82万人。 ⑥地下街で浸水被害が発生し、影響利用者数は約48万人。 と想定されるが、事業実施により解消される。									
社会経済情勢等の変化	・流域内市町村の総人口はほぼ横ばい、総世帯数は増加傾向にある。農業生産額は近年横ばい、製品出荷額は近年増加傾向にあるが、社会情勢に大きな変化はない。 ・流域には関西のネットワークの中心が含まれており、交通の要衝である。大阪駅周辺における再開発等により都市機能の高度化が進んでおり、治水安全度等の防災機能の向上が必要。京都府や大阪府の沿線自治体においても舟運を活用した新たな観光資源の開発など、観光型整備や地域の活性化等の整備が進展している。									
主な事業の進捗状況	昭和53年 4月 実施計画調査着手 平成元年 5月 建設事業採択 平成 3年 3月 特定多目的ダム法に基づく基本計画告示 平成19年 8月 淀川水系河川整備基本方針策定 平成21年 3月 淀川水系河川整備計画策定(多目的ダムから洪水調節目的専用の流水型ダムに変更) 平成23年 3月 特定多目的ダム法に基づく基本計画廃止 平成28年 8月 ダム事業の検証に係る対応方針(継続)の決定 令和 3年 8月 淀川水系河川整備計画変更(ダム本体工事の実施を位置づけ) 令和 5年 3月 付替県道大津信楽線完成 令和 7年 4月 大戸川ダム環境調査結果報告書公表 令和 8年 3月 付替県道栗東信楽線着工 令和8年度3月末時点で進捗率約73%(事業費ベース:総事業費1,163億円に対する進捗率)									
主な事業の進捗の見込み	・現在は、ダム本体や付替道路の設計、ダム本体工事用道路及び付替道路の工事を実施中。 ・今後、ダム本体の基本構造の決定を踏まえ、ダムの詳細設計等の精査を進め、事業費・事業期間を検討し適時・適切に事業の再評価を実施する。									

主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善	<コスト縮減> コスト縮減については、現時点で以下の項目を想定しているが、今後、ダム本体の基本構造の決定を踏まえ、ダムの詳細設計等の精査を進め、事業費・事業期間を検討すると合わせ、コスト縮減額等についても整理を行う予定 ■ダム本体関連 ・仮置き掘削ずりの堤体骨材への適用 ・放流設備等の最適配置によるダム本体構造の合理化 ■付替道路関連 ・栗東信楽線南側区間及び市道等の付替道路計画の見直し <代替案立案の可能性> ・ダム検証(H28)において大戸川ダムについては、「大戸川ダムを含む現行計画案」のほか、最終的に8案の代替案を抽出して比較検討を行ったが、「大戸川ダムを含む現行計画案」が最も優位との結論となり、大戸川ダム建設事業は「継続」と判断した。 ・令和3年4月12日淀川水系流域委員会において、大戸川ダム検証(H28)の評価軸ごとの評価の変化を整理した結果、「総合的な評価」に影響を与えるような大きな変化はないことを確認している。
対応方針	継続
対応方針理由	前回の評価時以降も、事業の必要性等は変わらないため、「事業継続が妥当」である。
その他	※本事業の便益は、天ヶ瀬ダム再開発事業と大戸川ダム事業が一体となって発現する効果を、両事業の洪水調節容量の比率で 按分することにより算出。なお、天ヶ瀬ダム再開発事業は、既設ダムの放流能力を増強する事業であるため、便宜上、天ヶ瀬ダムの現行容量を放流能力 の増加分と既存の放流能力の比率により按分し、天ヶ瀬ダム再開発事業相当の洪水調節容量とした。 <第三者委員会の意見> ・審議の結果、「大戸川ダム建設事業」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切であり、対応方針(原案)のとおり事業を継続することが妥当と判断される。 <都道府県の意見> ■滋賀県知事 「対応方針(原案)」案のとおり「事業継続」で異論はない。 なお、今後、ダム本体の基本構造の決定を踏まえた事業費・事業期間を検討する際には、コスト縮減に努めるとともに早期完了を図られたい。 ■京都府知事 事業費・事業期間に変更がないことから、事業を継続するとした対応方針(原案)に異論はない。 なお、ダムの詳細設計等について、外部有識者も含めて費用や効果を検証し、事前に時間的な余裕をもって本府と十分な連絡調整を図りながら、精査を進めるとともに、本体工事の実施においては、徹底した費用の縮減を図っていただきたい。 また、事業費・事業期間に変更が生じた際には、速やかに事業の再評価を実施していただきたい。 ■大阪府知事 「対応方針(原案)」案については異存ありません。ただし、以下の事項を要請します。 早期に詳細設計及び事業の内容を示すとともに、府負担額の軽減に向けて更なるコスト縮減を図られたい。

大戸川ダム建設事業 位置図



事業名 (箇所名)	本明川ダム建設事業			担当課	水管理・国土保全局治水課			事業 主体	九州地方整備局				
				担当課長名	矢崎 剛吉								
実施箇所	長崎県諫早市富川町、上大渡野町							評価 年度	令和8年度				
該当基準	再評価実施後一定期間(5年間)が経過している事業												
主な事業の諸元	台形CSGダム、堤高 約60.0m、堤頂長 約340m、総貯水容量 約620万m3、有効貯水容量 約580万m3												
事業期間	事業採択	平成2年度	完了	令和14年度									
総事業費(億円)	約1,080		残事業費(億円)		約560								
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・本明川流域では、昭和32年7月に梅雨末期の局地的な集中豪雨に見舞われ、死者・行方不明者539名、家屋全半壊1,302戸、浸水家屋3,409戸の甚大な被害が発生している。昭和57年7月の梅雨前線による洪水では、浸水家屋2,408戸(床上浸水951戸、床下浸水1,457戸)の被害が発生し、平成11年7月の熱帯低気圧による洪水では、浸水家屋711戸(床上浸水240戸、床下浸水471戸)の被害が発生している。また近年では、平成23年8月の前線による洪水により、浸水家屋29戸(床上浸水5戸、床下浸水24戸)の被害が発生した。 ・本明川では、渇水時に本明川の水量が低減したときには、農業用水が安定的に取水できなくなり、たびたび農作物の被害が生じている。また、昭和35.41.42.57年等をはじめ、大規模な渇水被害に見舞われている。特に、平成6年の列島渇水には、河川流況が悪化する期間が継続したため、農業用水が不足したことにより諫早市において 1億5千万円の農作物被害が発生した。また、公園堰下流では水がほとんど流れない状況となり、瀬切れ箇所が発生し、魚類等が斃死する被害が発生した。 <達成すべき目標> ・洪水調節、流水の正常な機能の維持 <政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:水害・土砂災害の防止・減災を推進する												
便益の主な根拠	洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数:105世帯 年平均浸水軽減面積:46ha 流水の正常な機能の維持に関する便益: 流水の正常な機能の維持に関して本明川ダムと同じ機能を有するダムを代替施設とし、代替法を用いて計上												
事業全体の投資効率性	基準年度		令和8年度										
	B:総便益(億円)	1,381	C:総費用(億円)		1,114	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	1.2 (1.7) (2.1)	B-C	267	EIRR (%)	5.5		
残事業の投資効率性	B:総便益(億円)	1,005	C:総費用(億円)		458	継続B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)	2.2 (3.0) (3.7)						
感度分析	残事業費 (+10% ~ -10%)		事業全体のB/C		残事業のB/C								
	残工期 (+10% ~ -10%)		1.2 ~ 1.3		2.1 ~ 2.4								
	資産 (-10% ~ +10%)		1.2 ~ 1.3		2.2 ~ 2.2								
			1.2 ~ 1.3		2.0 ~ 2.4								
事業の効果等	・洪水調節: 【河川整備基本方針規模の洪水】 本明川ダムの洪水調節を行うことによって、基準地点裏山において基本高水のピーク流量1,070m3/sを810m3/sに低減させる。 【河川整備計画規模の洪水】 本明川ダムの洪水調節を行うことによって、基準地点裏山において河川整備の目標流量1,070m3/sを河川整備流量である780m3/sに低減させる。 ・流水の正常な機能の維持:本明川ダムによって、下流既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。 ・河川整備計画で目標としている規模の洪水が発生した場合、本明川流域では、浸水区域内人口約8,700人、浸水により被災する事業所の従業者数約7,400人、最大孤立者数(避難率40%)約3,700人、通信停止の影響人口約4,600人と想定されるが、事業実施により、浸水区域内人口0人、浸水により被災する事業所の従業者数0人、最大孤立者数0人、通信停止の影響人口0人に軽減される。 ・河川整備基本方針で目標としている規模の洪水が発生した場合、本明川流域では、浸水区域内人口約11,600人、浸水により被災する事業所の従業者数約9,200人、最大孤立者数(避難率40%)約5,900人、通信停止の影響人口約7,600人と想定されるが、事業実施により、浸水区域内人口約10,000人、浸水により被災する事業所の従業者数約8,200人、最大孤立者数(避難率40%)約4,300人、通信停止の影響人口約4,800人に軽減される。												
社会経済情勢等の変化	・諫早市の人口は、ほぼ横ばいである。 ・本明川中流部では、宅地、道路の開発が進み、資産は増加傾向にある。西九州新幹線が令和4年9月に開通し、今後も諫早駅周辺の開発が進みと見込まれる。 ・流域自治体の「諫早市」から「本明川ダム建設事業の整備促進について」の要望書が提出されるなど治水事業の推進を望む声が大い。												
主な事業の進捗状況	平成 2年4月 実施計画調査開始 平成 6年4月 建設事業着手 平成12年12月 本明川水系河川整備基本方針の策定 平成17年3月 本明川水系河川整備計画の策定 平成21年12月 検証の対象とするダム事業に選定 平成25年8月 ダム検証の結果、新規利水を除いて「継続」するとの対応方針を決定 平成26年7月 用地調査着手 平成28年3月 本明川水系河川整備計画の変更 平成29年2月 損失補償基準協定書の締結 平成30年2月 本明川ダム関連付替道路着工式開催 令和5年3月 本明川ダム関連付替県道 供用開始 令和6年7月 本明川ダム建設(一期)工事契約締結 令和6年11月 本明川ダム関連付替市道 供用開始 令和6年12月 工事用道路 供用開始 令和7年2月 本明川ダム本体工事着工式												
主な事業の進捗の見込み	本明川ダム建設事業は、令和6年度よりダム本体工事に着手しており、現在、基礎掘削工事等を進めているところである。事業費ベースで約44%(令和8年3月末)の事業進捗となっており、令和14年度に完了する見込みである。												

主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案立案等の改善	・前回の事業評価以降、本明川水系河川整備計画等により施設規模等を見直すような変更は生じていない。 ・本明川ダム建設事業においては、環境負荷低減に向けた取り組みを実施している。 ・今後も引き続き、施工方法の工夫や新技術・ICTの積極的活用により、事業の効率化、更なるコスト縮減に努めていく。 ・平成25年度に実施した本明川ダム建設事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、今回計画案（本明川ダム案）と今回計画案以外の代替案を複数の評価軸毎に評価し、今回計画案（本明川ダム案）が最も有利と評価している。 ・今回の本明川ダムの総事業費の変更を考慮しても、今回計画案（本明川ダム案）と代替案とのコスト面での優劣に変化はなく、「今回計画案（本明川ダム案）」が最も有利であり、ダム検証時の評価を覆すものではない。
対応方針	継続
対応方針理由	「本明川ダム建設事業」は、前回再評価以降も事業の必要性は変わっておらず、今後も順調な進捗が見込まれること等から、令和14年度完了に向けて引き続き『事業を継続する』ことが妥当である。
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 対応方針（原案）のとおり、「事業継続」で了承された。 <都道府県の意見・反映内容> 本明川ダム建設事業の再評価について、国の「対応方針（原案）」案に依存ありません。 なお、事業実施にあたっては、可能な限りコスト縮減に努めていただきますようお願いします。

本明川ダム建設事業 位置図

